

浦情個審第 20 号
令和 7 年 9 月 2 日

浦安市長 内田 悅嗣 様

浦安市情報公開・個人情報保護審査会
会長 飯田 稔

浦安市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 6 年 10 月 24 日付け浦み第 543 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 60 号

令和 6 年 8 月 14 日付けで審査請求人から提起された、令和 6 年 7 月 22 日付け浦み第 221 号で行った公文書部分開示決定に係る審査請求

別紙

諮問第 60 号

答 申

第 1 審査会の結論

浦安市長（以下「実施機関」という。）が、令和 6 年 7 月 22 日付け浦み第 221 号で、審査請求人に通知した公文書部分開示決定処分において、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

第 2 本件事案の経緯

諮問に至る経緯は次のとおりである。

1 開示請求

審査請求人は、令和 6 年 5 月 22 日付で、浦安市情報公開条例（平成 13 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条により実施機関に対し、次の(1)から(5)の項目（令和 5 年 4 月から令和 6 年 4 月までの間のもの）を請求内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 浦安市とスタートアメニティ（株）の間で持たれた会議等の資料及び議事録
- (2) 浦安市運動公園外 3 施設駐車場管理運営に関する協定書の規定に基づく報告・協議等（第 18 条の規定に基づく報告を除く。）の文書
- (3) スタートアメニティ（株）から提出があった、令和 4 年 12 月分の売上、経費及び収益の修正に関する書類
- (4) 令和 5 年 10 月 31 付け浦財管第 793 号に記載されているスタートアメニティ（株）から提出された意見書
- (5) 市民（請求人を除く。）・市議会議員・団体などが行った、駐車場の有料化に関する、市長への手紙・質問・意見・公文書開示請求等の文書及び回答文書

2 開示決定等

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 6 年 6 月 5 日付け浦財管第 242 号において、公文書開示決定等の期間の延長を行った後、みどり公園課で所管するものとして以下アからクまでの公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例第 7 条第 2 号本文前段及び本文後段並びに第 6 号柱書に該当するとして、次の(ア)から(ウ)までの理由を付し、公文書部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を令和 6 年 7 月 22 日付け浦み第 221 号で審査請求人に通知した。

- ア 市長への手紙
- イ 市長への手紙 対応報告①

- ウ 市長への手紙 対応報告②
- エ ホームページからのお問い合わせ及び回答①
- オ ホームページからのお問い合わせ及び回答②
- カ 公文書開示請求書（令和5年5月11日付）
- キ 公文書開示請求書（令和5年5月31日付）
- ク 公文書開示請求書（令和5年9月27日付）

- (ア) ホームページからのお問い合わせ及び回答に記載の氏名、電話番号及びEメールアドレス並びに公文書開示請求書に記載の氏名、住所、電話番号及びEメールアドレスは、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。（第2号本文前段）
- (イ) 市長への手紙の記載内容等並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等（これらの受付番号及び受付・回答日時を除く。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。（第2号本文後段）
- (ウ) 市長への手紙の記載内容等並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等を公にすることにより、市民等が率直な意見の記載を躊躇し、市長への手紙制度及びホームページからのお問合せ制度による適正な意見・要望の聴取に支障をきたすおそれがあるため。（第6号柱書）

3 審査請求

審査請求人は、令和6年8月14日付で、本件処分のうち、上記2のアからオまでの公文書（以下「本件審査請求公文書」という。）の公文書部分開示決定処分を不服として、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行った。

4 質問

実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和6年10月24日付け浦み第543号で当審査会に質問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求に係る処分のうち、第2の2アからオまでの公文書の処分を取り消し、対象文書のうち、差出人又は送信人の氏名、住所、メールアドレス、電話

番号、年齢及び性別を除いた部分（以下「審査請求対象不開示部分」という。）を開示するよう求める。

- (2) 上記(1)が認められない場合は、市長への手紙に対する市長の回答（対応報告を含む。）及びホームページからのお問い合わせに対する回答のうち、差出人又は送信人の氏名、住所、メールアドレス、電話番号、年齢及び性別を除いた部分を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書、口頭意見陳述等により審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書による本件審査請求の理由

ア 「開示することができない部分の概要」欄の記載について

本件処分における決定通知書の「開示することができない部分の概要」欄の記載について、「市長への手紙の記載内容等並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等」と記載があるところは、「市長への手紙及び回答の記載内容等並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等」と記載すべきである。

イ 浦安市情報公開条例第7条第2号本文後段について

(ア) 市長への手紙の記載内容等並びにホームページからの問合せ及び回答の記載内容等が「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」であるか否かは個別に判断されるべきである。市に対する個人の意見や要望は、一般に知られたくないという性質を有する情報であると断定することはできない。市民は、市長への手紙や回答の要旨がホームページなどで公開されることもあることを承知の上で書いている。仮に、そのような記載が部分的にあったとしても、全てについて黒く塗りつぶされなければならない情報ではない。

(イ) 本件対象公文書のうち、公文書開示請求書の「開示請求する公文書の名称又は具体的な内容」は開示され、市長への手紙の記載内容等並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等は不開示情報とされたが、個人に関する情報の開示の取扱いにあたって、市長に対する問い合わせ・要望・意見等を求めるもの又は担当部局に問い合わせるものと公文書の開示を求めるものとを区別して取り扱う合理的な理由はない。

(ウ) 「市長への手紙」のホームページには「お寄せいただいたご意見などと

回答の要旨については、個人に関する情報を除き、ホームページなどで公開させていただきます。」と掲載されており、個人に関する情報の取扱いに十分注意して公開するのではなく、個人に関する情報を除き公開している。公文書開示請求に対しては、個人の権利利益を害するおそれがあるとして真っ黒に塗りつぶされた情報が、ホームページで公開されることがあるが、意見や回答を要約して公開すれば、個人の権利利益を侵すことにはならないのか疑問であり、個人に関する情報の取扱いに整合性がない。

ウ 浦安市情報公開条例第7条第6号柱書について

市民は、市長への手紙や回答内容の要旨が公になることもありうることを承知のうえで手紙を書いており、手紙の全てを黒く塗りつぶした情報の開示は、条例第1条の趣旨に沿わない。

エ 「1 審査請求の趣旨」(2)について

市は差出人（送信人）の情報を開示しないのだから、どのような意見や要望等が行われたのかわからない。また、差出人（送信人）と同内容の市長あての手紙を書いた市民もいるかもしれない。そのため、ある特定の事柄についての市の考え方等が記載されている市長の回答、担当部局の回答を開示しても、差出人（送信者）の権利利益を害するおそれはない。

(2) 反論書における主張の要旨

ア 条例第7条第2号本文後段の該当性について

(ア) 審査請求書の「5 添付書類等」の「(4)の市長への手紙」及び「(5)の市長の回答」が開示された場合、市長への手紙の差出人がその処分の取消しの訴えを提起するとき、何を訴えの利益とするのか。法律上保護されるべき個人の人格的、財産的な権利利益は何なのか。どのような個人の権利利益が害されるおそれがあるのか。

(イ) 抽象的な説明ではなく、審査請求書の「5 添付書類等」の「(4)の市長への手紙」及び「(5)の市長の回答」の具体的な事例で答えるべき。個人識別性のある部分を除いた情報を公開した場合、害される個人の権利利益を具体的に示せ。

(ウ) 開示請求は、意見や要望でないから、不開示情報に該当しないとの根拠はあるのか。公文書の開示請求は個人の意見や要望ではないが、開示請求書に書かれている公文書の名称や具体的な内容は、開示請求者の思想、信条等に関わる意思の表れが書かれた情報である。なぜ、市長への手紙に書かれた件名との取り扱いが異なるのか。

- (エ) 市長や担当部局への問合せには理由を明示しなければならないのか。あるいは、理由が明示されているのか。市民が同様の内容について、「①開示請求」と「②書状で問合せ」を行ったと仮定した場合、弁明書によれば、①は開示され、②は不開示となり矛盾が生じる。
- (オ) ホームページには、個人に関する情報を除き、意見や回答を要約して公開するとしているが、個人に関する情報を除き意見を要約することはできないではないか。手紙の記載内容を要約しても、要約したもののは、特定個人の思想、信条等の関わる情報であって、公文書の開示では真っ黒に塗りつぶされた情報が、ホームページで公になる場合があり、整合が取れていないのではないか。

イ 条例第7条第6号柱書について

- (ア) 市長が、手紙や回答の内容が公にされることにより、市民が手紙に率直な意見の記載を躊躇すると断定しているが、市長がそのように認識しているとすれば、それは市民を蔑んでいることの現れである。市民は、責任をもって手紙を認めているのであり、手紙や回答の内容（氏名、住所、メールアドレス、電話番号、年齢及び性別を除く。）が公開されるか或いはされないかによって、記載内容が異なるのであれば、そのような手紙は、責任をもって書かれたものではない。何故、手紙の内容が公にされることにより、率直な意見の記載を躊躇するのか。むしろ、市に対して行った自分の意見や要望及び市の回答を他の市民にも知ってもらいたい、公にしてもらいたいと思っているのではないか。
- (イ) 市は、個人情報の保護を名目に、市の回答が公になることを回避しているのではないか。行政文書は原則開示すべきものだが、市長への手紙に関する浦安市の取り扱いは、原則非開示とするとしていると思われない。そのような取り扱いは、条例第1条の趣旨に反するものではないか。

(3) 意見陳述の要旨

- ア 条文の解釈・適用が誤っているのではないか。条例第7条第2号本文後段に規定する情報の開示については、条例第8条第1項が適用されると考える。また、本件は部分開示であるのだから、開示できない理由は条例第7条ではなく、条例第8条の規定によってされなければならないのではないか。

イ 本件処分に係る通知書の開示することができない理由(2)について、「市長への手紙の記載内容等（受付番号及び受付・回答日を除く。）」は、「性別」と同様に条例第7条第2号本文前段の「その他の記述」に該当す

るのではないか。また、不開示の根拠規定の条例と同一の記載がなされているのみであって、この根拠規定に該当する理由が記載されておらず、適切さを欠くものではないか。さらに、本件処分に係る通知書の開示することができない理由(3)の条例第7条第6号柱書の規定によって開示しないのであれば、個人に関する情報についてわざわざ判断する必要はなく、全部を開示しない決定をすべきではないか。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書、口頭意見陳述等による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件審査請求公文書の内容

浦安市運動公園外3施設駐車場の有料化に関する市長への手紙、ホームページからのお問い合わせ及び回答である。

2 処分の理由（部分開示（不開示）の理由について）

(1) 本件審査請求公文書で不開示とした部分について

ア ホームページからのお問い合わせ及び回答に記載の氏名、電話番号及びEメールアドレスを、条例第7条第2号本文前段に該当するものとして、不開示としたものである。

イ 市長への手紙の記載内容等並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等（これらの受付番号及び受付・回答日時を除く。）を、条例第7条第2号本文後段に該当するものとして、不開示としたものである。

ウ 市長への手紙の記載内容等並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等を、条例第7条第6号柱書に該当するものとして、不開示としたものである。

(2) 条例第7条第2号本文前段の該当性について

ホームページからのお問い合わせ及び回答に記載の氏名、電話番号及びEメールアドレスは、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文前段に規定する不開示情報に該当する。また、同号ただし書のいづれにも該当しないものである。

(3) 条例第7条第2号本文後段の該当性について

市長への手紙の記載内容等並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等（これらの受付番号及び受付・回答日時を除く。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号本文後段に規定する不開示情報に該当する。また、同号ただし書のいづ

れにも該当しないものである。

(4) 条例第7条第6号柱書の該当性について

市長への手紙の記載内容等並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等は、公にすることにより、市民等が率直な意見の記載を躊躇^{ちゅうちよ}し、市長への手紙制度及びホームページからのお問合せ制度による適正な意見・要望の聴取に支障をきたすおそれがあり、条例第7条第6号柱書に規定する不開示情報に該当する。

3 弁明書による弁明の理由

審査請求人は、以下の主張を理由として、本件処分を取消し、審査請求対象不開示部分を開示することを求めている。

(1) 「開示することができない部分の概要」欄の記載について

審査請求人は、本件処分における決定通知書の「開示することができない部分の概要」欄の記載について、「市長への手紙の記載内容等並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等」と記載があるところを、「市長への手紙及び回答の記載内容等並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等」と記載すべきと主張する。

しかしながら、本件審査請求公文書のうちアからウまでについては差出人又は送信人へ回答をしていないことから、対応する回答文書が存在しないため、開示することができない部分の概要の表記は妥当である。

なお、本件審査請求公文書のうちイ及びウの「回答」欄には、回答していない場合でも事業担当課の対応記録等が記載され、出力されるものである。

(2) 条例第7条第2号本文後段の該当性について

ア 審査請求人は、市長への手紙の記載内容等並びにホームページからの問合せ及び回答の記載内容等が「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」であるか否かは個別に判断されるべきであると主張する。

また、市民は、市長への手紙や回答の要旨がホームページなどで公開されることもあることを承知の上で書いており、市に対する個人の意見や要望は、一般に知られたくないという性質を有する情報であると断定することはできないと主張する。さらに、仮に、そのような記載が部分的にあったとしても、全てについて黒く塗りつぶされなければならない情報ではないと主張する。

しかしながら、市長への手紙及びホームページからのお問い合わせの記

載内容等には特定個人の意見や要望が記録されており、その内容は当該個人の思想、信条等に関わるものである。また、それに対応する回答の記載内容等には、当該個人の意見や要望に基づく市の見解が記載されており、その内容は基となる意見や要望と不可分のものである。一般に、個人の思想、信条等を記録した情報は、個人の人格と密接に関わるものであるから、これらが当該個人の意思に関わらず公にされた場合、当該個人の権利利益が害されることは明らかである。よって、当該情報は、個人識別性のある部分を除いたとしても、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められることから、条例第7条第2号本文後段の不開示情報に該当し、個別に判断しても、条例第8条第2項の規定による部分開示をすることはできない。

イ 審査請求人は、本件対象公文書のうち、公文書開示請求書の「開示請求する公文書の名称又は具体的な内容」は開示され、市長への手紙の記載内容等並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等は不開示情報とされたが、個人に関する情報の開示の取扱いにあたって、市長に対する問い合わせ・要望・意見等を求めるもの又は担当部局に問い合わせるものと公文書の開示を求めるものとを区別して取り扱う合理的な理由はないと主張する。

しかしながら、公文書開示請求書における「開示請求する公文書の名称又は具体的な内容」は、理由を明示しないで請求することができるものであり、それ自体としては個人の意見や要望とは言えないことから、条例第7条第2号本文後段の不開示情報に該当しない。対して、市長への手紙の記載内容等並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等は、特定個人の思想、信条等に関わる情報であり、条例第7条第2号本文後段の不開示情報に該当するものである。

ウ 審査請求人は、「「市長への手紙」のホームページには「お寄せいただいたご意見などと回答の要旨については、個人に関する情報を除き、ホームページなどで公開させていただきます。」と掲載されています。個人に関する情報の取扱いに十分注意して公開するのではないです。個人に関する情報を除き公開するとしているのです。公文書開示請求に対しては、個人の権利利益を害するおそれがあるとして真っ黒に塗りつぶされた情報が、ホームページで公開されることがあるのです。」とした上で、意見や回答を要約して公開すれば、個人の権利利益を侵すことにはならないのか疑問であり、個人に関する情報の取扱いに整合性がないと主張する。

しかしながら、当該掲載内容は、市長への手紙による意見等を、「過去に寄せられた主なご意見と回答」として適宜要約して市民に公開する場合を想定しているものであり、市長への手紙 자체を開示する場合を想定したものではない。

市長への手紙の記載内容等は、3(2)アで述べたとおり、条例第7条第2号本文後段に該当する。

したがって、審査請求人の主張する個人情報の取扱いの不整合は生じていないものである。

(3) 条例第7条第6号柱書の該当性について

審査請求人は、市民は、市長への手紙や回答内容の要旨が公になることもありうることを承知のうえで手紙を書いており、手紙の全てを黒く塗りつぶした情報の開示は、条例第1条の趣旨に沿わないと主張する。

しかしながら、市長への手紙 자체が公になることもあり得ることを、制度を利用する全ての市民が承知しているとは限らない。そもそも、市長への手紙は、市民が、住所・氏名のみならず自ら表明した情報が公にされることを心配することなく、安心して意見を述べ、相談をするために、信書の形をとて設けられている広聴制度である。意見や要望が個人情報として保護され、みだりに公にされることがないという市民からの信頼が得られた上に成り立つ制度であることから、当該事務又は事業に係る情報を開示することは、利用者に不安を与える、市民が安心して意見や要望を述べることができなくなる等、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、当該情報は条例第7条第6号柱書の不開示情報に該当するものである。また、上記3(1)で触れたとおり、本件審査請求公文書に市長への手紙の回答はないものの、仮に回答している場合でも、意見や要望に対応する回答の記載内容等についても、当該個人の意見や要望に基づく市の見解が記載されており、その内容は基となる意見や要望と不可分のものであるため、同様に条例第7条第6号柱書の不開示情報に該当するものである。

不開示部分が条例に規定する不開示情報である以上、本件処分は条例第1条の趣旨に沿うものであることから、審査請求人の指摘は当たらない。

以上のことから、本件処分は妥当であると考える。

第5 審査会の判断

1 本件事案について

実施機関は、本件開示請求に係る公文書の一部を条例第7条第2号本文前段及

び本文後段並びに第6号柱書に該当するとして、令和6年7月22日付で本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件審査請求公文書の部分開示決定の取消しと審査請求対象不開示部分の開示を求め、他方、実施機関は、本件処分を妥当とした。

当審査会は、審査請求人の意見及び実施機関の弁明等を踏まえ、本件審査請求公文書を見分した上で、審査請求対象不開示部分について検討した結果、次のとおり判断する。

2 不開示情報の該当性について

当審査会が本件審査請求公文書を見分したところ、その不開示とした部分に記録されている情報には、ホームページからのお問い合わせ及び回答に記載の氏名、電話番号及びEメールアドレス並びに市長への手紙並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等（以下「本件不開示情報」という。）が含まれていることから、以下、これらが条例の定める不開示情報に該当するか否かを検討する。

（1）条例第7条第2号本文前段の該当性について

条例第7条第2号本文前段は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる事となるものを含む。）」を不開示情報と定めている。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

そこで、当審査会が本件審査請求公文書を見分したところ、本件審査請求公文書には、本件不開示情報のうち、「ホームページからのお問い合わせ」機能を利用して市に問い合わせした者の「氏名、電話番号及びEメールアドレス」が記載されており、これらは特定の個人を識別することができる情報であることから、条例の定める不開示情報に該当すると認められ、他方、た

だし書ア～ウのいずれにも該当する事情は認められない。

(2) 条例第7条第2号本文後段の該当性について

条例第7条第2号本文後段は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報と定めている。

そこで、当審査会が本件審査請求公文書を見分したところ、本件審査請求公文書に記載された「市長への手紙の記載内容等並びにホームページからのお問い合わせ及び回答の記載内容等（これらの受付番号及び受付・回答日時を除く。）」は、市長への手紙を差し出した者及び「ホームページからのお問い合わせ」機能を利用して市に問い合わせした者の市政への建設的な意見ないし要望と捉えることのできるものであり、これらは、「市長への手紙」または「ホームページからのお問い合わせ」を書いた個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号本文後段に該当するものと認められ、上記ただし書に該当する事情もない。

なお、審査請求人は第3の2(3)アのとおり、条例第7条第2号本文後段に規定する情報の開示については、条例第8条第1項が適用され、開示できない理由は条例第7条ではなく、条例第8条の規定によってされなければならないと主張するが、条例第8条によって部分開示とする場合であっても、不開示とされた部分の不開示理由は条例第7条各号のいずれかによるのであるから、部分開示決定通知書の「開示することができない理由」において条例第7条各号を根拠として挙げることは正当であり、審査請求人の主張は当たらない。

また、審査請求人は、「市に対する個人の意見や要望は、一般に知られたくないという性質を有する情報であると断定することはできない。市民は、市長への手紙や回答の要旨がホームページなどで公開されることもあることを承知の上で書いている。」と主張するが、市長への手紙や回答の要旨を載せることはあるけれども、市長への手紙そのものを公開してはおらず、また、市長への手紙を差し出した全ての者がホームページなどで公開されることもあることを承知の上で書いているとは言い切れない。市長への手紙の内容は、一般的には他人に知られたくない個人の人格と密接に関わる市政への意見ないし要望であることから、これらが当該個人の意思に関わらず公にされた場合、当該個人の権利利益が害されるおそれがある情報であると言えるため、審査請求人の主張は当たらない。

(3) 条例第7条第6号柱書の該当性について

条例第7条第6号柱書は、「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を開示情報と定めている。

そこで、当審査会が本件審査請求公文書を見分したところ、本件審査請求公文書には、本件不開示情報のうち、市長への手紙を差し出した者及び「ホームページからのお問い合わせ」機能を利用して市に問い合わせした者の市政への建設的な意見ないし要望と捉えることのできる「市長への手紙及びホームページからのお問い合わせの記載内容等」が記載されており、また、それらに対応する回答の記載内容等には、当該個人の意見や要望に基づく市の見解が記載されている。これらのうち、上記個人の意見や要望については、これを公にすると、今後、市民等が、自己の意見や要望が自己の閑知しないところで公にされることを懸念し、率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、また、市の見解についても、その内容が市民等からの意見や要望の内容を基としている以上、これを公にすると、上記個人の意見や要望の場合と同じおそれが生じ、ひいては、市長への手紙制度等による適正な意見・要望の聴取に支障をきたすおそれがあることから、いずれも条例第7条第6号柱書に該当すると認められる。

以上述べたとおり、本件不開示情報については、条例第7条第2号本文前段及び本文後段並びに第6号柱書に該当し、審査請求人の主張には理由がない。

3 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件審査請求公文書につき、その一部を条例第7条第2号本文前段及び本文後段並びに第6号柱書に該当するとして不開示とした決定については、同条第2号本文前段及び本文後段並びに第6号柱書に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断する。

なお、審査請求人のその他の主張については、本件処分の適否に関する当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。